|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **提　 出 　書 　類** | **法　人** | **個　人** |
| １ | 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）  ※裏表あり | 〇 | 〇 |
| ２ | 誓約書（様式第2）  水道法第25条の3第1項第3号  次のいずれにも該当しない者であること。  イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省で定めるもの  ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  ニ　第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から２年を経過しない者  ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  ヘ　法人であって、その役委員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの | 〇 | 〇 |
| 3 | 給水装置工事主任技術者選任(解任)届出書（様式第3） | 〇 | 〇 |
| 4 | 機械器具調書（別表） | 〇 | 〇 |
| 5 | 定款 | 〇 | - |
| 6 | 法人登記簿謄本 | 〇 | - |
| 7 | 住民票の写し | - | 〇 |
| 8 | 事業所の位置図および平面図 | 〇 | 〇 |
| 9 | 事業所の外観および内部の写真 | 〇 | 〇 |
| 10 | 所有機械器具の写真  ※黒板や印刷余白を利用し、品名を記載してください | 〇 | 〇 |
| 11 | 主任技術者の免状または主任技術者証の写し | 〇 | 〇 |
| 12 | （現）指定給水装置工事事業者証  ※原本の提出が難しい場合は、コピーを提出してください。その場合、更新決定後に交付する工事店証を受領する際に提出をお願いします。 | 〇 | 〇 |
| 13 | 指定更新時確認事項①～④  ※提出義務はないですが、水道法に従い確認することが望ましい情報  ですので、提出のご協力をお願いします。 | △ | △ |

**伊豆市指定給水装置工事事業者提出書類（更新用）**

※提出書類１，２，3，4，13については用紙を同封しています。

※同封の様式10、様式11は必要に応じて使用してください（変更届等がある場合のみ）

※同封の様式はホームページにも掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

**（裏面あり）**

　★更新手続きの工事事業者証交付までのながれ

①更新書類の提出

指定給水工事事業者

伊　豆　市　上　下　水　道　課

②審査終了、指定更新決定　→　事業者へ審査結果通知送付

③審査結果通知・認印・更新手数料を持参し上下水道課窓口へ

④更新手数料納付書を交付

⑤伊豆市中伊豆支所窓口にて納付　→　領収書持参

⑥領収書コピー　→　（新）工事事業者証交付

**（表面あり）**